

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 8 月及び 9 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 23 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和6年10月23日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、35 機関			
教育委員会	98 機関のうち、19 機関			
公安委員会	60 機関のうち、4 機関			
その他(上記以外)	13 機関のうち、1 機関			
				計 384 機関のうち、59 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり10機関において5件の指摘事項及び6件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

No.	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	財政課	9月6日	実地	—	—	—	8月9日(実地)
2		職員研修所	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
3		中濃県税事務所	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
4		飛騨県税事務所	9月27日	書面	—	1	—	6月10日(書面)
5	清流の国推 進部	清流の国づくり政策課	9月2日	実地	—	—	—	8月8日(実地)
6		外国人活躍・共生社会推進課	9月2日	実地	—	—	—	8月7日(実地)
7	環境生活部	環境生活政策課	9月4日	実地	—	—	—	8月8日(実地)
8		人権施策推進課	9月4日	実地	—	—	—	8月7日(実地)
9		文化財保護センター	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
10	健康福祉部	健康福祉政策課	9月4日	実地	—	—	—	8月8日(実地)
11		関保健所郡上センター	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
12		飛騨保健所下呂センター	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
13		衛生専門学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
14		中濃子ども相談センター	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)

15		東濃子ども相談センター	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
16		飛驒子ども相談センター	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
17	商工労働部	商工・エネルギー政策課	9月4日	実地	—	—	—	8月9日(実地)
18		計量検定所	9月27日	書面	1	—	—	6月10日(書面)
19		情報科学芸術大学院大学	9月27日	書面	—	—	—	6月24日(実地)
20		セラミックス研究所	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
21		生活技術研究所	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
22		農政部	農政課	9月2日	実地	—	—	—
23	検査監督課		9月2日	実地	—	—	—	7月30日(実地)
24	揖斐農林事務所		9月13日	実地	—	—	—	8月22~23日(実地)
25	中濃農林事務所		9月27日	書面	—	—	—	6月6~7日(実地)
26	可茂農林事務所		9月27日	書面	—	1	—	6月18~19日(実地)
27	東濃農林事務所		9月25日	実地	1	—	—	6月24~25日(実地)
28	農業大学校		9月27日	書面	—	—	—	6月18日(実地)
29	飛驒家畜保健衛生所		9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
30	林政部	林政課	9月2日	実地	—	—	—	8月6日(実地)
31	県土整備部	揖斐土木事務所	9月27日	書面	—	—	—	6月27~28日(実地)
32		多治見土木事務所	9月27日	書面	1	1	—	6月13~14日(実地)
33	都市建築部	都市政策課	9月2日	実地	—	—	—	7月31日(実地)
34		都市公園課	8月7日	実地	1	—	—	7月16日(実地)
35		東濃建築事務所	9月27日	書面	—	—	—	6月13日(実地)
36	教育委員会	教育総務課	9月4日	実地	—	—	—	8月9日(実地)
37		山県高等学校	9月11日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
38		揖斐高等学校	9月27日	書面	—	1	—	6月10日(書面)
39		可児工業高等学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
40		多治見北高等学校	9月27日	書面	—	1	—	6月18日(実地)
41		土岐紅陵高等学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
42		土岐商業高等学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
43		恵那南高等学校	9月27日	書面	1	—	—	6月10日(書面)
44		東濃フロンティア高等学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
45		岐阜盲学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
46		岐阜聾学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
47		岐阜本巣特別支援学校	9月13日	実地	—	1	—	6月26日(実地)
48		岐阜清流高等特別支援学校	9月11日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
49		羽島特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月17日(実地)
50		西濃高等特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
51		海津特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
52		中濃特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
53		東濃特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
54		恵那特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
55		公安委員会	警察学校	8月29日	実地	—	—	—
56	揖斐警察署		9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
57	山県警察署		9月11日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
58	郡上警察署		9月27日	書面	—	—	—	6月10日(書面)
59	その他	選挙管理委員会東濃地方事務局	9月25日	実地	—	—	—	6月27日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数： 10機関				5件	6件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
飛驒県税事務所	指導事項	県が借主となる飛驒県税事務所(自動車税出張所)事務室に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
計量検定所	指摘事項	公務のため計量機器を検査する際、検査用の分銅が落下したことにより、当該計量機器を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として49,500円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂農林事務所	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、不用決定前に売払いの可能性を調査するために参考として入手した見積書を契約に必要な見積書としていたため、今後は適正に処理されたい。
東濃農林事務所	指摘事項	労働保険料の支出事務において、令和3年度の確定保険料(雇用保険分)の算定に当たり、算定基礎となる賃金総額に再任用職員1名の報酬等を含めていなかったことにより、確定保険料に不足額が生じ、令和5年8月25日に不足額32,148円及び追徴金3,200円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
多治見土木事務所	指摘事項	納入者から現金の納付を受けたときは、これを収納し、3枚複写で原符、原符(写)及び領収証書が編てつされ、一連番号を記載した綴りとなっている領収証書を納入者に交付することとなっている。 公文書等の写しの供与に要する費用の収入事務において、現金(証券)領収証書の取扱いについて、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 3枚複写ごと綴りから切り取られたものが3件あった。 2 原符(写)及び領収証書が綴りから切り取られたものが2件あった。 3 領収証書が綴りから切り取られたものが1件あった。
	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車2台の取得価格を1台当たり1,630,200円として物品登録すべきところ、諸費用52,800円を含めた1,683,000円で物品登録をしていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

都市公園課	指摘事項	<p>県が貸主となる定期建物賃貸借の収入事務及び契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、賃貸日の初日（令和5年4月1日）から3か月以上経過した後に収納されていた。 2 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかった。
揖斐高等学校	指導事項	<p>揖斐高等学校北舎スロープ設置工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
多治見北高等学校	指導事項	<p>自動販売機設置に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
恵那南高等学校	指摘事項	<p>行政財産の目的外使用の許可事務及び管理費の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政財産使用許可書は、行政財産の使用の許可を受けようとする者から提出された使用許可申請書に基づき、使用の許可をしたときに申請者に交付することとなっている。 使用許可書の交付後に行政財産を使用させるべきところ、令和5年7月2日に教室等を使用した後の同年7月26日に、使用者から提出された許可申請書を受領し、同年8月1日付けで使用許可書を交付していた。 2 行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の徴収は、原則として、許可と同時に管理費の全額を収入調定し、納入通知書により納入させることとなっている。 令和5年7月2日に教室等を使用するためには、遅くとも同日までには使用許可が行われ、管理費の調定がされるべきところ、使用許可手続が遅延したことにより、同年8月1日付けで調定がされており、使用日から1か月以上経過した後に管理費（1,292円）が収納されていた。
岐阜本巣特別支援学校	指導事項	<p>岐阜本巣特別支援学校排水管修繕工事（Ⅱ期）に係る契約事務において、契約締結前に受けるべき契約保証金（県を被保険者とする履行保証保険証券）を契約締結日より後に受けていたため、今後は適正に処理されたい。</p>